

特定保健指導を受けましょう！

～特定保健指導を受けないと掛金に影響します！～

林野庁共済組合では、健診結果（特定健康診査、事業主健診、人間ドック等）に基づき、メタボリスクに応じて「積極的支援」又は「動機付け支援」の判定を行い、それらに該当された組合員及び被扶養者の方に対して、順次、特定保健指導のご案内をしております。

共済組合は、後期高齢者医療制度を支える費用として「後期高齢者支援金」を毎年国に支払っており、特定健診・特定保健指導の実施率が基準に満たない場合、ペナルティとして「後期高齢者支援金」が加算される仕組みとなっています。

加算された場合、当共済組合の負担は増加し、結果的に組合員の掛金上がる可能性がありますので、特定保健指導の対象となった場合は、しっかりと保健指導を受けていただきますようお願いいたします。

●直近3か年の特定健診・特定保健指導実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定健診実施率 (%)	76.0	74.6	76.9
うち組合員 (%)	94.6	92.4	93.9
うち被扶養者 (%)	38.6	37.6	40.6
特定保健指導実施率 (%)	6.5	11.3	7.0
うち組合員 (%)	6.3	11.2	6.6
うち被扶養者 (%)	9.6	12.9	11.6

令和3年度実績においては、実施率11.7%未満となった場合にペナルティが課せられます。

仮にペナルティが課せられた場合、

令和3年度 後期高齢者支援金 約9億円 に

ペナルティ 約9千万円 が加算されてしまいます。

・・・例えば、組合員平均1人当たりの年間医療費が約15万円、うち10万円が組合負担とすると、900人分の医療費を余計に支払う計算となります。

生活習慣の改善で健康な状態に引き返すチャンスと捉えて、積極的に保健指導を受けましょう！！

